

郵送による転出届及び転出証明書交付申請書

令和 年 月 日

飯舘村長 様

届出人住所 福島県相馬郡飯舘村

フリガナ

氏名

印

【自署の時は印不要】

屋間連絡の取れる電話番号

()

下記のとおり、転出について届出しますので、転出証明書を交付願います。

マイナンバーカードをお持ちの方は、転出証明書を交付せず、マイナンバーカードを使用して、転出・転入の届出ができます（特例転出）。希望の有無を○で囲んでください。
※転出予定日から14日以内に転入の手続きをしていただく必要があります。

特例転出を 希望する ・ 希望しない

転出予定日		令和 年 月 日				
新しい	住所					
	方書 (アパート名等)					
	世帯主の氏名					
いままで	住所	福島県相馬郡飯舘村				
	方書 (アパート名等)					
	世帯主の氏名					
転出する者	フリガナ 氏名	生年月日		性別	世帯主との 続柄	マイナンバー カード
	1	大・昭・平・令 年 月 日		男・女		有・無
	2	大・昭・平・令 年 月 日		男・女		有・無
	3	大・昭・平・令 年 月 日		男・女		有・無
	4	大・昭・平・令 年 月 日		男・女		有・無
	5	大・昭・平・令 年 月 日		男・女		有・無
世帯主が転出した後も、引き続き飯舘村にお住まいになる方がいる場合、新しい世帯主の方の氏名を記入してください。				新しい 世帯主の氏名		

郵送による手続きについて

1. 転出証明書の交付を希望する方

(マイナンバーカードをお持ちでない方、またはマイナンバーカードを持っているが特例転出を希望しない方)

必要なもの

① 申請書・・・記入漏れのないようにお願いします。

② 届出人の本人確認書類のコピー

【1点で確認できる書類・・・官公署が発行した顔写真付きのもの】

運転免許証・マイナンバーカード・身体障害者手帳 等

【2点で確認できる書類・・・官公署が発行した顔写真なしのもの】

健康保険証（資格確認書）・介護保険証・年金手帳（基礎年金番号通知） 等

③ 返信用封筒

返送先住所、氏名を明記し、切手を貼ったもの

→ 転出先住所、飯館村の住所または村に登録されている避難先の住所のいずれかに限ります。

2. マイナンバーカードを使用した特例転出を希望する方

必要なもの・・・上記 1 の ① 及び ②

《特例転出にあたっての注意》

- ・ 異動者のうち一人でもマイナンバーカードの交付を受けていて、そのマイナンバーカードが運用中でなければ利用できません。
- ・ 転出予定日から30日以内、または転入してから14日以内に転入の手続きをしないとマイナンバーカードによる転入手続きができなくなるとともに、マイナンバーカードが廃止します。
- ・ 転出処理が完了しましたら届出人の方へ電話連絡をいたしますので、引っ越し先の役所にて転入の手続きをお願いします。その際には、異動者のマイナンバーカードを忘れずに持参してください。マイナンバーカードの継続利用等の手続きに暗証番号も必要になります。

3. 村から交付を受けていたものの返還

印鑑登録証

国民健康保険証（資格確認書）・高齢受給者証

後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）

乳幼児等医療費受給資格者証

重度心身障害者医療費受給者証

ひとり親家庭医療費受給者証

など 該当するものがあるときは、申請時に同封していただくか、後日お返しく下さい。

4. 送付先 及び 問い合わせ先

〒960-1892

福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯館村役場 住民課住民係

☎0244-42-1618